

令和2年4月9日

利用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、以下のとおり取組みますので、どうぞご理解ご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

- ・窓口業務等を担当する職員並びに現場に向かう職員はマスク着用など咳エチケットを励行します。
- ・室内を適切な湿度管理に努めるとともに出入口ドアを開けるなど定期的に換気します。

なお、職員の感染防止の徹底のために下記のとおり当面の職員行動指針を定めたことをお知らせします。

記

【職員行動指針】

- ・不要不急の外出を控えるとともに、多数の人が集まる場所へ外出する場合(仕事上必要な場合も含む)は、マスクを着用しましょう。
- ・普段から栄養と休養を十分にとり、免疫力を高め体調管理に注意しましょう。
- ・「①換気の悪い密閉空間」「②人が密集している」「③近距離での会話や発声が行われる」これら「3つの密」をできる限り避けましょう。
- ・出勤前に体温を計測し発熱等の症状がないことを把握し、出勤時に所属長へ報告願います。報告の方法については所属長の指示に従ってください。
- ・出勤時に次のような症状がある場合には、所属長に連絡し自宅で安静・療養してください。また症状が続く場合(4日以上)や改善しない場合には躊躇せず仙台市・宮城県電話相談窓口(コールセンター022-211-3883)に問い合わせください。
 - 風邪の症状や発熱(37.5度以上)がある場合
 - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)等がある場合
- ・出勤時や外出からの帰庁時、飲食前などは、水道水と石けんによる手洗いをこまめに行いましょう。トイレや職場出入口付近に常備の消毒用アルコールによる手指消毒も有効です。

以上

(公財)仙台市建設公社